

議第95号

訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成20年9月4日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

| | |
|-----------|--|
| 事 件 名 | 京都地方裁判所平成19年（ワ）第1437号損害賠償請求事件 |
| 相 手 方 | |
| 事 件 の 内 容 | <p>相手方は、家庭系一般廃棄物の収集に用いる指定袋等を封入した包み（以下「指定袋セット」という。）を本市の区域内のすべての世帯に1セットずつ配布する業務に係る委託契約（以下「本件契約」という。）を本市と締結した。しかし、相手方は、本件契約において定めた期限までに指定袋セットの配布を完了せず、また、一部の世帯に対し、複数の指定袋セットを配布したうえ、配布が済んだ世帯を正確に把握しておらず、本件契約に定めている本市への報告を行わなかった。</p> <p>このため、本市は、事前に準備した指定袋セットだけでは足りないと判断し、追加の指定袋セットを準備するとともに、市民から指定袋セットが配布されていないとの苦情が多数寄せられたことにより、本市自らが配布等の業務を行うほか、相手方とは別の事業者当該業務を行わせざるを得なかった。また、二重配布により、本来配布すべき数以上の指定袋セットが配布されたことにより、本市は、本来得られるべきであった一般廃棄物処理手数料を収入することができなくなった。</p> <p>上記の対応に要した費用及び本来得られるべきであった手数料に相当する額（95,769,244円）は、相手方が本件契約を完全に履行しなかったことにより本市が被った損害であることから、本市は、相手方に対し、当該金員を支払うよう請求したが、相手方は、これに応じなかった。</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>そこで、相手方に対し、当該金員の支払請求権と指定袋セットの保管業務、封入業務、引換業務等に係る委託契約（本件契約と別に相手方との間で締結したもの）の委託料の支払債務との相殺を行った後の金員（76,404,094円）及び遅延損害金の支払を求めため、京都地方裁判所に本件訴えを提起したものである。</p> |
| <p>和解の内容</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方は、本市に対し、本件に係る和解金として、金3,000,000円の支払義務があることを認める。 2 本市と相手方は、前項に定める和解金の金額の算定に当たり、「事前無料配布指定ごみ袋セット」配布業務（追加業務分を含む。）に関し、相手方が本市に対し支払うべき損害賠償金に相当する額を金63,000,000円、本市が相手方に対し支払うべき一切の委託料に相当する額を金60,000,000円と、それぞれ概算し、これを清算したことを相互に確認する。 3 相手方は、本市に対し、第1項に定める和解金3,000,000円を、平成20年11月28日限り、本市が発行する納入通知書により本市が指定する金融機関に納入する方法により支払う。 4 相手方が前項の支払を遅滞したときは、相手方は、本市に対し、前項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成20年11月29日から支払済みまで年6パーセントの割合による遅延損害金を支払う。 5 本市は、その余の請求を放棄する。 6 本市と相手方は、本市と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。 7 訴訟費用は、各自の負担とする。 |

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。